

TAX NEWS LETTER

いつもお世話になっております。

本格的な夏の前に、木々の緑が色濃くなってまいりました。
蒸し暑い日が続いておりますが、お身体ご自愛下さい。

それでは、今月の事務所だよりをお届けします。

～トピックス～

1. 税制面でも有利に働く～経営力向上計画活用のススメ～
2. 税務カレンダー（2021年7月）
3. 住民税と所得税の異なる課税方式選択手続きが簡素化
4. 教育資金、結婚・子育て資金の非課税措置を延長（前編）
5. 労災保険特別加入の対象拡大
6. K字経済

税制面でも有利に働く～経営力向上計画活用のススメ～

◆経営力向上計画の概要

「経営力向上計画」は、人材育成、コスト管理等のマネジメントの向上や設備投資など、自社の経営力を向上するために実施する計画で、認定された事業者は、税制や金融の支援等を受けることができます。

◆制度利用のポイント

【ポイント1】申請書様式は3枚

①企業の概要、②現状認識、③経営力向上の目標及び経営力向上による経営の向上の程度を示す指標、④経営力向上の内容、⑤事業承継等の時期及び内容など簡単な計画等を策定することにより、認定を受けることができます。

【ポイント2】計画策定をサポート

認定経営革新等支援機関に計画策定の支援を受けることができます。また、ローカルベンチマークなどの経営診断ツールにより、計画策定ができるようになっています。

【ポイント3】計画実行の3種の支援措置

●税制措置…認定計画に基づき取得した設備や不動産について、法人税や不動産取得税等の特例措置が受けられます。

●金融支援…政策金融機関の融資、民間金融機関の融資に対する信用保証、債務保証等の資金調達に関する支援があります。

●法的支援…業法上の許認可の承継の特例、組合の発起人数に関する特例、事業譲渡の際の免責的債務引受に関する特例措置

◆制度活用の流れ（税制措置を受けたい場合）

1. 制度の利用を検討

適用対象者の要件や手続等を確認後、設備投資について税制措置を受けるためには、計画申請時に工業会証明書や経産局確認書等を取得します。

2. 経営力向上計画の策定

「日本標準産業分類」で、該当する事業分野を確認の上、事業分野別指針を確認し当該指針を踏まえて経営力向上計画を策定します。

3. 経営力向上計画の申請・認定

各事業分野の主務大臣に計画申請書を提出します。認定を受けた場合、主務大臣から計画認定書と計画申請書の写しが交付されます。

2021年7月の税務

7月12日

●6月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付

(年2回納付の特例適用者は1月から6月までの徴収分を7月12日までに納付)

7月15日

●所得税の予定納税額の減額申請

8月 2日

●所得税の予定納税額の納付(第1期分)
●5月決算法人の確定申告<法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・(法人事業所税)・法人住民税>

●2月、5月、8月、11月決算法人の3月ごとの期

間短縮に係る確定申告<消費税・地方消費税>

●法人・個人事業者の1月ごとの期間短縮に係る確定申告<消費税・地方消費税>

●11月決算法人の中間申告<法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税>(半期分)

●消費税の年税額が400万円超の2月、8月、11月決算法人の3月ごとの中間申告<消費税・地方消費税>

●消費税の年税額が4,800万円超の4月、5月決算法人を除く法人・個人事業者の1月ごとの中間申告(3月決算法人は2ヶ月分)<消費税・地方消費税>

○固定資産税(都市計画税)の第2期分の納付(7月中において市町村の条例で定める日)

住民税と所得税の異なる課税方式選択手続が簡素化

◆異なる課税方式の選択が可

上場株式等の配当所得の課税方式には、①総合課税、②申告分離課税、③申告不要制度があります。この課税方式の選択における所得税と個人住民税での関係について、平成29年度の地方税法の改正で、解釈の確認と言える規定が設けられました。すなわち、上場株式等の配当所得や源泉徴収選択口座内の譲渡所得等について、所得税と個人住民税とで異なる課税方式を選択できることが明確化されました。

◆所得税と住民税の様式の不整合

しかし、所得税の確定申告書の住民税に係る記載欄には、住民税での課税方式の選択欄がありません。従って、所得税と住民税で、異なる課税方式を選択する場合には、個人住民税納税通知書送達日(5月下旬頃)前に、所得税とは異なる課税方式選択の旨を伝える申告書等の提出が必要でした。

◆有利不利の目安

課税総所得金額が1000万円以下の場合(上場株式等の譲渡損失なし)であれば、所得税では総合課税、個人住民税では申告分離課税又は申告不要制度を選択するパターンが一般的には有利です。

ちなみに、後期高齢者保険料や国民健康保険料の負担も、個人住民税に係る申告による所得をその料額計算の基礎としていますので、課税方式の選択の効果はここにも及びます。

◆日税連の税制建議と今年の税制改正

なお、平成の終わり頃、この課税方式選択に係る住民税額や保険料額の長期に亘る決定誤りがあったと公表する自治体が続出していました。これを承けて、日本税理士会連合会は2019年7月22日提出の「税制改正建議書」の中で、「上場株式等の配当所得等に関し、個人住民税において所得税と異なる課税方式を選択する場合の申告手続を簡素化すること」を申し入れていました。

今年の税制改正大綱では、個人住民税において、特定配当等及び特定株式等譲渡所得金額に係る所得の全部について源泉分離課税(申告不要)とする場合に、原則として、確定申告書の提出のみで申告手続が完結できるよう、確定申告書における個人住民税に係る附記事項を追加する、とされ、税理士会の要望が実現しています。

令和3年分からの所得税の確定申告書作成では、住民税欄の附記事項記載に要注意です。



2021年度税制改正

2021年度税制改正により、教育資金、結婚・子育て資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置が、2023年3月末まで2年間延長されます。

2013年4月から始まった、子や孫が祖父母など直系尊属から教育資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置は、30歳未満で合計所得金額1,000万円以下の子や孫を対象に、1人あたり1,500万円を上限に非課税での贈与が認められております。

ただし、今回の税制改正により、贈与した祖父母など贈与者が死亡した場合、これまでは贈与から3年以内に死亡した場合の残高に相続税がかかっていましたが、その死亡の日までの年数にかかわらず、受贈者がその贈与者から相続等により取得したものとみされます。

そして、その死亡の日において、受贈者が23歳未満であることや、学校等に在学中であること、教育訓練給付金の支給対象となる教育訓練を受講している場合は課税対象から除かれますので、該当されます方はあわせてご確認ください。

(8月号へつづく)

(注意)

上記の記載内容は、令和3年5月10日現在の情報に基づいて記載しております。

今後の動向によっては、税制、関係法令等、税務の取扱い等が変わる可能性が十分ありますので、記載の内容・数値等は将来にわたって保証されるものではありません。



労災保険特別加入の対象拡大

◆新たに3業種が追加

労災保険は事業に雇用されている労働者の業務上のけがや傷病を補償するものですが、災害発生状況の多い個人事業主に対しても加入が認められている特別加入制度があります。現在は中小企業事業主、建設業の一人親方、農林漁業の従事者、海外派遣者、個人タクシー業者、個人貨物運送業者等が特別加入の対象者ですが、4月1日より対象範囲が拡大されることになりました。

◆新たに対象となる業種

①芸能従事者……テレビや映画、舞台の俳優・監督・演出家・スタッフ・音楽家等。芸能従事者は業務上のけがや事故が多いことから特別加入の対象になることを強く希望していました。長年の議論によって認められることとなりました。

②アニメーション制作従事者(アニメーター)……時代とともにアニメーション制作も増え、雇用されていない制作者が多くいることから対象となりました。

③柔道整復師

厚労省ではこれら3業種の就労者は約29万人いるとみて、約1万5000人の加入を想定しているとのことです。

いきなりですが、K字経済という言葉を知っていますか？

先月の週刊誌に載っていたものですが、コロナ禍により業績の良くなった会社と悪くなった会社の二極化が進んでいるとの内容でした。Kの意味は、その形から上昇と下降を表しています。

どんな業種が良くてどんな業種が悪いのか、お客様からもよく聞かれることですが、これが一概に言えないのが現実です。同じ製造業でも業績好調の会社もあれば、低調なところもあります。製造業に限らず、小売り、建設、サービス業、その他の業種でも同じです。周りの税理士さんに聞いても、ほぼ同じ答えが返ってきます。これはどういうことか不思議な感じがします。自分なりに分析してみると、一番大きな要因はどんなお客さんを顧客としているのかによって、差が出ていることが分かります。

業種的に見れば大きな打撃を受けたのは、飲食業ではないかと思います。次から次へ出される自粛要請、最近では落ち着いたものの一時はクラスターの温床のように連日報道されました。静岡は緊急事態宣言外でしたが、お客さんへの心理的な影響はどここの地域でも同じです。昼間の人手は最近かなり回復してきたように感じますが、夜間は相変わらず人影まばらという状況です。日本全国で飲食店の数は150万店と言われていいますから、その影響は当然他の業種にも及びます。店舗の出入業者、内装外装工事を請負う建設会社、広告会社、不動産会社など1つの業種が他の業種に及ぼす影響は意外と広いものです。そこで働く人たちの消費の落ち込みがさらに他の業界にも悪影響をもたらします。

ただし例外もあるようです。相変わらず、賑わっている店もあります。根強い常連客とファンに恵まれたお店は、若干客足が遠のいたとはいえ、外に行列が出来ていることもあります。宿泊・ホテル業界でも女傑で有名なアパホテルは過去最高益だそうですし、星野リゾートなども経営スタイルが、まさに時流に乗ったという感じです。

低調な会社は今後の事業展開をどうするのか、こういった時に是非考えてもらいたいと思います。5年後にどういった会社になりたいのか、今の現状を正確に把握したうえで、P/LとB/Sのシミュレーションをしてみたいのです。赤字の会社なら、あといくら稼げばよいのか、優秀な社員を雇うためには給料はいくら必要か、モチベーションを上げるにはどうすればいいのかなど、何回も考えて欲しいのです。自社の経営や売上を科学することも有意義な気付きを与えてくれると思います。

